

【財務情報等の公表】

施設種別	認可保育所	設置主体	社会福祉法人 青柳保育会	事業所名	東伏見えにしだ保育園
------	-------	------	--------------	------	------------

施設の収支【令和6年度実績】

	科目	前年度	当年度	
事業活動による収支	委託費収入		137,829,910円	
	東京都保育士等キャリアアップ補助金収入		10,004,000円	
	東京都保育サービス推進事業補助金収入		5,239,000円	
	その他の補助金収入		66,772,894円	
	利用料収入		3,996,371円	
	その他の収入（寄付金収入、雑収入等）		889,738円	
	事業活動収入計（1）		0円	224,731,913円
	人件費支出		0円	153,707,725円
	職員給料支出			75,028,829円
	職員賞与支出			25,452,460円
	非常勤職員給与支出			25,715,970円
	派遣職員費支出			6,265,092円
	退職給付支出			1,278,500円
	法定福利費支出			19,966,874円
	事業費支出		0円	18,549,892円
	給食費支出			7,809,301円
	保健衛生費支出			1,346,621円
	保育材料費支出			2,717,757円
	水道光熱費支出			3,484,252円
	消耗器具備品費支出			85,538円
	その他の支出【保険料・賃借料・車両費・雑支出】			3,106,423円
	事務費支出		0円	24,947,424円
	福利厚生費支出			566,040円
	旅費交通費支出			66,685円
	研修研究費支出			558,752円
	事務消耗品費支出			1,033,223円
	印刷製本費支出			215,006円
	水道光熱費支出			0円
	修繕費支出			208,890円
	通信運搬費支出			704,908円
	広告費支出			396,000円
	業務委託費支出			1,858,775円
賃借料支出			0円	
土地・建物賃借料支出			18,042,480円	
租税公課支出			68,350円	
その他の支出【職員被服費・会議費・手数料・諸会費・雑支出・利用料			1,228,315円	
事業活動支出計（2）		0円	197,205,041円	

事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	0円	27,526,872円
------------------------	----	-------------

施設整備等による収支	施設整備等補助金収入		10,672,522円
	設備資金借入金収入		0円
	その他施設整備等による収入（寄附金収入、固定資産売却収入等）		0円
	施設整備等収入計（4）	0円	10,672,522円
	設備資金借入金元金償還支出		0円
	固定資産取得支出		14,554,138円
	その他施設整備等による支出		0円
	施設整備等支出計（5）	0円	14,554,138円
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	0円	-3,881,616円	
その他の活動による収支	積立資産取崩収入		414,000円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入		0円
	その他の活動による収入		0円
	その他の活動収入計（7）	0円	414,000円
	積立資産支出		8,672,000円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出		6,100,000円
	その他の活動による支出		0円
	その他の活動支出計（8）	0円	14,772,000円
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	0円	-14,358,000円	
当期資金収支差額合計（10）=（3）+（6）+（9）		0円	9,287,256円
前期末支払資金残高（11）			16,699,363円
当期末支払資金残高（10）+（11）		0円	25,986,619円

施設データ

項目	前年度	当年度
定員		90人
在籍児童数（4月1日時点）		96人
保育従事職員（※1）数（4月1日時点）		33人
職員の平均経験年数		11年
事業活動収入（1）・・・①	0円	224,731,913円
人件費支出	0円	153,707,725円
うち保育従事職員（※1）給与支出（※2）・・・②		101,255,870円
事業活動収入に対する保育従事職員（※1）給与支出（※2）の割合 ②÷①×100	#DIV/0!	45.1%

※1「保育従事職員」：保育士、子育て支援員、保育補助、調理員、看護師、准看護師、栄養士（非常勤職員を含む。）

（施設長、事務長、事務職員、用務員は除く。）

※2「給与支出」：就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額

（基本給、手当、賞与（一時金）が該当。所得税、社会保険料などを控除する前の額。

また、使用者の負担する法定福利費を含まない。）